

令和4年度第7回

川本町農業委員会総会議事録

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分については■で消しています

令和4年度第7回川本町農業委員会総会議事録

1. 開催日時

令和4年11月25日(金) 13:30～

2. 開催場所

悠邑ふるさと会館

3. 出席委員

1番	福谷 善彦	委員	2番	釜田 雄二	委員
3番	松田 美知子	委員	4番	柴原 かな	委員
5番	浅原 幸雄	委員			

4. 欠席委員

無し

5. 会議に付した議案等

議案第1号 農地法第3条第の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第2条に規定する農地でない土地の証明願について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の承認について
報告第1号 携帯電話基地局設置工事に伴う届出について

6. その他

7. 事務局

事務局長 竹下 征二

8. 議事

事務局

それでは令和4年度第7回川本町農業委員会総会を開催するにあたり、会長より挨拶をお願いします。

会長

寒くなり紅葉も終わり冬に近づいてまいりましたが、本日は天候も良い中でお集まりいただき有り難うございます。

時間になりましたので第7回川本町農業委員会総会を開催いたします。出席者報告及び総会成立宣言を事務局よりお願いいたします。

事務局

本日、委員総数5名、出席者数5名、委任状0、欠席者数0名ということで、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の出席が過半数に達していることから本総会が成立することを宣言します。

会長 それでは、議事録署名委員の指名をおこないます。2番釜田委員さん、5番浅原委員さんでお願いいたします。

2.5番委員 はい。

会長 本日の議事日程は議案3件、報告事項1件審議したいと思います。それでは議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。資料3頁をご覧ください。今回、令和4年11月11日付けで、農地法第3条の規定による許可申請が2件、提出されております。

1件目は、資料3頁をお開きください。譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さんです。場所は、川本町大字■■■■地区です。対象地は全■■■■筆、地目は田と畑、総面積は■■■■㎡です。場所は資料11頁に農地図を掲載しておりますので、ご確認ください。

2件目は、資料12頁をお開きください。譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さんです。同じく■■■■地区で、対象地は全■■■■筆、地目は田、総面積は■■■■㎡となっています。譲渡後は、水稻及び野菜等を栽培されると聞いております。農地図を資料19頁に掲載しております。

先日、■■■■会長と■■■■委員とで現地確認を行っており、現地確認写真を資料23頁に掲載しております。

以上で、説明を終わります。この件に関しましては会長よりご指摘があり協議させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

会長 先日、■■■■委員さんと一緒に現地確認をさせていただきましたが、■■■■委員さん何かございますか。

■■■■委員 耕作に野菜等と申請されているようですが、難しいのではと思いました。

会長 写真図をご確認いただくと、皆さんもご周知の場所でないかと思えます。現地の状況は、■■■■さんが数年前に亡くなられてから耕作をされておらず、農地は草木も茂っており、イノシシに荒らされている状況です。山側の畑については、現地まで確認しておりません。既に山林化しており、資材置き場の小屋が建っております。水田です。水路がありますが、水が通るかどうか不明な状況でした。

■■■■さんの場所を写真図で見ていただくと■■■■さんの水田2箇所の間にあるのが■■■■さんの4筆の水田であります。この水田は以前、■■■■さんが耕作されておりましたが、亡くなられたため同じような状況でした。

■■■■さんが亡くなられたということで、裁判所より相続財産管理人が■■■■さんに選任されておられます。資料を確認すると■■■■さんと■■■■さんの名義がございますが、■■■■さんは■■■■さんの父親です。■■■■さんが亡くなられ■■■■さんが相続されておりますので、一括で申請が出ております。

■■■■さんについては、名義が■■■■さんですが■■■■さんとの関係性を後から

報告をお願いします。

3条申請にあたり注意事項として、申請者の耕作されている状況を確認できておりません。申請書に記載の「権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作に必要な農作業への従事状況」についても、確認していただけたらと思います。

以上で現地調査の報告を終わります。しばらく書類確認の時間をとります

各自書類確認

会長 お目通しいただきましたか。審議に移ります。何かご質問・ご意見等ございますか。無いようでしたら私の方から質問がございます。資料5頁に自作地■■■■㎡と記載がございますがどこにありますか。

事務局 ■■■■の郵便局近くにあります。

会長 その農地は、数年前に■■■■さんが3条申請で取得された農地ですか。

事務局 そうです。

会長 この状況は草刈等の管理はされていますが、耕作をされている実態はありませんでした。ブロックが積んであったりと、農地を一部転用されているような状況でした。申請書に記載されているような農作業への従事状況との整合性がないです。草刈だけで3月～11月にされることは無いと思います。

その他にも水稲の作付(予定)面積■■■■㎡については、水路も確認できておらず本当に水稲ができるのか、権利取得後にどのように考えられるのか確認をとりたいと思うところです。野菜の権利取得後の面積■■■■㎡についても、地目は畑ですが写真だけ見ても山林化しているところですので、山林を畑に復旧して何を耕作されるのか確認したいと思います。

申請書で水稲や野菜を耕作すると記載されていても、耕作が難しく出来ないのであれば許可相当と認められないので、きちんと耕作されるのかどうか、それと■■■■の農地についても申請者へ確認をお願いします。

耕作や転用について、きちんとしないと審査に入れないのではないかと思います。皆さんは私の意見について、何かご意見等ございますか。

■■■■委員 その通りだと思います。これがこのまま認められ、また同じようなことされても困ることなので、耕作ではなく転用される疑問が生じます。

■■■■委員 耕作されるとは思いますが、書類としてはこのような記載になりますよね。無断転用になりませんよね。

■■■■委員 書類上、このようになるのは分かりますが、安易に許可をし、耕作せずにされても困ります。

会長 この書類で審査するのは、本当にこの申請者は耕作するのかどうかです。書類上は、

頑張って耕作されるように見受けられますが、実際に前回の申請で取得された農地は耕作されていないですし、許可条件としては自ら耕作しないといけないことなので、要件がクリアできないのではないのでしょうか。この申請書で信用できるのかどうかです。事務局としては、何かございますか。

事務局

皆様のご意見から承認できない旨を申請者へ伝えたいと思いますので、採決をお願いします。

会長

この申請書で読み取れない箇所が多々あるので、事務局より申請者へ確認をとっていただき説明をお願いしたいので、今回は継続審議というかたちでよろしいでしょうか。

一同異議なし

会長

続きまして、議案第2号 農地法第2条に規定する農地でない土地の証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号 農地法第2条に規定する農地でない土地の証明願についてご説明します。資料20頁をご覧ください。令和4年10月31日付けで農地でない土地の証明願を受理しております。申請者は、XXXXXXXXXXさんです。対象地はXXXX地区、全10筆、地目は畑、総面積XXXXXX㎡です。

申請地は、資料22頁の写真図を確認いただくとXXXX地区方面に向けて小高い丘にある農地です。

申請者より証明を受けようとする理由については、申請地は川に接しており水害時には冠水するため、また冠水後は、大量のゴミが溜まることから10年以上耕作されておられず原野化しています。

また申請地は、農用地区域外の農地であること、及び土地改良事業等補助事業の対象地ではございません。令和3年には隣接する土地が非農地証明を受けているとともに、農地パトロールでは荒廃農地の判定を受けている農地です。

なお現地については、XXXX会長とXXXX委員と一緒に現地確認をしております。現地確認写真を資料23頁に掲載しております。

当該農地については、周囲の状況から水害等があり、農地として継続して利用することが出来ないと見込まれることが想定され、平成24年に県から出された通知の中の「その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても、継続して利用することが出来ないと見込まれる場合」に該当すると考えます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会長

事務局より説明がございましたが、XXXX委員さん、何かございますか。

XXXX委員

農地としては無理だと思います。

会長

私の方から現地調査をした所感ですが、耕作できる状況かどうか、というと耕作できないと思います。事務局から説明がありましたように耕作放棄地であり、非農地で

あるのではないかと思います。少し外れた2箇所は現地へ行っておりませんが、よく通る場所なので、何が植えてあるのか分からないほどで、現地調査では非農地に該当するのではないかと思います。

それでは書類確認の時間をとりますのでご確認ください。

各自書類確認

会長

お目通しいただけましたか。審議に入ります。何かご質問・ご意見等ございますか。無いようでしたら採決に移ります。議案第2号 農地法第2条に規定する農地でない土地の証明願について、受理してよろしいでしょうか。よろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長

全員挙手ということで農地でない土地であることを承認いたします。議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

審議に入る前に、今回の議案は■■■■委員が関係している案件がございますので、■■■■委員さんにご退席を頂いてから審議に入ろうと思いますが、よろしいでしょうか。

会長

■■■■委員さん、よろしいでしょうか。

■■■■委員退席

事務局

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認について、ご説明します。資料24頁をご覧ください。令和4年11月15日付け川産第225号により、川本町長から農業委員会へ農用地利用集積計画第2号(案)を受付ました。

次の頁をご覧ください。今回の利用権設定は新規の案件でございます。利用権の設定をおこなう者は■■■■さん、■■■■さんです。利用権の設定を受ける者は■■■■さん(■■■■委員のご主人)です。■■■■さんは、2者が所有する畑2筆、総面積■■■■㎡を令和4年12月1日から令和13年11月30日まで無償の使用貸借により10年間設定されます。

農地の状況につきましては、■■■■会長と現地確認を行っております。利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で、議案第3号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

会長

書類の確認をお願いします。

各自書類確認

会長

お目通しいただきましたか。審議に移ります。航空写真図で確認すると■■■さん宅近くに農地がございます。現地調査で確認しましたが耕作は既にされておられます。何かご意見等ございますか。無いようでしたら議案第3号について、承認してよろしいでしょうか。よろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

全員挙手ということで議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認について、承認することと決定します。それでは、報告第1号 携帯電話基地局設置工事に伴う届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号 携帯電話基地局設置工事に伴う届出について、ご説明します。資料2頁をご覧ください。今回、携帯電話基地局設置工事の完了報告書届出が3件提出されています。申請者は、■■■さんです。設置状況については、現地確認の方を■■■委員、■■■委員と行っております。場所は、■■■（■■■さん宅付近の畑）・■■■（■■■さん宅向かいの田の畔）・■■■（■■■さん田の畦）となっております。

現地確認写真は資料3 1頁に掲載しておりますのでご確認ください。

以上で説明を終わります。

会長

現地調査へ行かれた■■■委員、■■■委員さんは何かございますか。

■■■委員

以前、指摘があった■■■の進入路付近の設置を訂正した場所に設置がしてありました。他の2件もきちんと設置がしてありました。

会長

それでは報告第1号 携帯電話基地局設置工事に伴う届出について、何かございますか。無いようでしたら受理してよろしいでしょうか。

一同異議なし

会長

3件受理することと決定いたします。以上、本日提出されました議案3件、報告事項1件の内、議案第1号につきましては、継続審議となりました。

議事日程は以上ですが「その他」について、事務局より何かあればお願いします。

事務局

「その他」

◇次回総会の開催日について

令和4年12月22日（木） 13:30～大会議室

以上を持ちまして令和4年度第7回川本町農業委員会総会を終了いたします。

以上、会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

令和 年 月 日

会 長

議事録署名者

議事録署名者
